

法務省刑制第68号（例規）

令和8年8月6日

検事総長 殿

検事長 殿

検事正 殿

法務省刑事局長 佐藤 淳

（公印省略）

「刑事訴訟法の一部を改正する法律」の施行について（依命通達）

第221回国会において成立した「刑事訴訟法の一部を改正する法律」（令和8年法律第67号。以下「改正法」という。）は、令和8年7月24日に公布され、そのうち改正法附則第1条第1号に掲げる規定（再審請求手続の迅速化等に関する規定の整備等に関する規定）は同日から、同条第2号に掲げる規定（訴訟に関する書類の閲覧・謄写に関する規定の整備、刑の執行停止及び死刑確定者の拘置の停止に関する規定の整備、再審開始決定に対する検察官の不服申立てに関する規定の整備、再審請求に係る決定に対する即時抗告等の提起期間に関する規定の整備、再審開始決定に対する不服申立て等に係る審理期間に関する規定の整備に関する規定）は公布の日から起算して20日を経過した日（同年8月13日）から、それぞれ施行されることとなります。

つきましては、これらの改正後の各規定について、下記事項に留意の上、その運用に遺憾のないように願います。

なお、改正法附則第1条第3号に掲げる規定（再審請求手続に要した費用の補償に関する規定の整備に関する規定）は公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から、同条各号に掲げる規定以外の規定（再審手続における裁判官の除斥に関する規定の整備、再審請求に関する調査手続及び審判手続に関する規定の整備、証拠の提出命令に関する規定の整備、再審請求手続において謄写された証拠の複製等の適正管理等に関する規定の整備等に関する規定）は公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から、それぞれ施行することとされており、これらの施行期日は、別途政令で定められることとなります。

記

第1 改正の概要及び趣旨

1 再審請求手続の迅速化等に関する規定の整備

(1) 改正の概要

再審請求手続については、裁判の迅速化に関する法律（平成15年法律第107号）第2条第1項の目標が実現されるよう、適正かつ迅速に行われなければならないこととされるとともに（改正法附則第3条第1項）、再審請求者（検察官を除く。）、弁護士及び検察官は、再審請求手続が迅速に行われるよう、裁判所に進んで協力しなければならないこととされた（同条第2項）。

(2) 改正の趣旨

近時、一部の再審請求事件について審理の長期化が指摘されており、再審請求手続の迅速化を図ることが課題となつていているところ、裁判の迅速化に関する法律第2条第1項は、第一審の訴訟手続以外の「その他の裁判所における手続」について、それぞれの手続に応じてできるだけ短い期間内にこれを終局させることを目標とする旨規定しており、再審請求手続は同項の「その他の裁判所における手続」に含まれると解されている。

その上で、再審請求手続の迅速化を図るためには、法文上、同手続について、同項の目標が実現されるよう、適正かつ迅速に行われなければならないことを明記するとともに、裁判所以外の手続関与者について、再審請求手続が迅速に行われるよう、裁判所に進んで協力すべき義務を明記することが有益であると考えられたことから、改正法において、前記(1)のと通りの規定の整備がなされた。

2 訴訟に関する書類の閲覧・謄写に関する規定の整備

(1) 改正の概要

刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第40条第1項により弁護士が閲覧・謄写することができる「訴訟に関する書類」について、刑事確定訴訟記録法（昭和62年法律第64号）第2条第1項に規定する「訴訟の記録」（訴訟終結後のものに限る。）を含むこととされた（改正後の刑事訴訟法第40条第1項）。

(2) 改正の趣旨

再審請求手続においては、裁判所が検察官から刑事被告事件に係る「訴訟の記録」を取り寄せることがあるところ、実務上、そのように取り寄せられた「訴訟の記録」が刑事訴訟法第40条第1項の「訴訟に関

する書類」に該当し、弁護人が裁判所において閲覧・謄写することができるかについては、統一的な解釈・運用がなされていなかった。

そこで、裁判所が検察官から取り寄せた刑事被告人に係る「訴訟の記録」が、同項の「訴訟に関する書類」に該当し、同項による閲覧・謄写の対象となることを法文上明確化するため、改正法において、前記(1)のとおりの規定の整備がなされた。

3 刑の執行停止及び死刑確定者の拘置の停止に関する規定の整備

(1) 改正の概要

ア 刑の執行停止の終期

再審請求があった場合に検察官が刑の執行を停止することができる終期について、「再審の判決が確定するまで」とされた（改正後の刑事訴訟法第442条第1項ただし書）。

イ 死刑確定者の拘置の停止

検察官又は裁判所が死刑の執行を停止したときは、刑法（明治40年法律第45号）第11条第2項による拘置を停止することができることとされた（改正後の刑事訴訟法第442条第2項、第448条第3項）。

(2) 改正の趣旨

ア 刑の執行停止の終期

再審請求があった場合の検察官による刑の執行停止の終期については、改正前の刑事訴訟法第442条ただし書において、「再審の請求についての裁判があるまで」と規定されていたが、実務においては、検察官は、再審の判決が確定するまで刑の執行を停止することができるとの解釈・運用がなされていたところ、そうした解釈・運用を法文上明確化するため、改正法において、前記(1)アのとおりの規定の整備がなされた。

イ 死刑確定者の拘置の停止

改正前の刑事訴訟法上、明文の規定は設けられていなかったものの、実務においては、検察官及び裁判所は、死刑の執行を停止したときは、刑法第11条第2項による拘置を停止することができるとの解釈・運用がなされていたところ、そうした解釈・運用を法文上明確化するため、改正法において、前記(1)イのとおりの規定の整備がなされた。

4 再審開始決定に対する検察官の不服申立てに関する規定の整備

(1) 改正の概要

再審開始決定又は当該決定に対する即時抗告を棄却する決定（以下

「再審開始決定等」という。) に対しては、当該決定が取り消されるべきものと認めるに足りる十分な根拠がある場合に限り、即時抗告又は特別抗告（以下「即時抗告等」という。）をすることができることとされた（改正後の刑事訴訟法第450条、第450条の2第1項・第2項）。

また、政府は、再審開始決定等があったときは、遅滞なく、その旨並びに検察官が当該再審開始決定等に対する即時抗告等をしたかどうか及び当該即時抗告等をした場合におけるその理由を公表することとされた（同条第3項）。

(2) 改正の趣旨

再審開始決定等に対する検察官の不服申立てについては、近時、それらが機械的・形式的に行われており、再審手続の長期化の原因となっているといった指摘がなされていた。

そこで、再審開始決定等に対する検察官の不服申立てについて、より慎重かつ抑制的な運用を確保するため、改正法において、これを原則として禁止するとともに、その実効性を担保するものとして、前記(1)のと通りの規定の整備がなされた。

5 再審開始決定に対する不服申立て等に係る審理期間に関する規定の整備

(1) 改正の概要

再審開始決定に対する不服申立て又は当該不服申立てに係る裁判所の決定に対する不服申立てについては、事件が受理された日から1年以内にその係属する裁判所の決定がされるよう努めなければならないこととされた（改正法附則第5条）。

(2) 改正の趣旨

再審開始決定に対する不服申立て又は当該不服申立てに係る裁判所の決定に対する不服申立てがされた場合に、それらによる再審請求手続の不当な長期化を防止するためには、法文上、裁判所の審理期間に目安を設けて努力義務を明記することが有益であると考えられたことから、改正法において、前記(1)のと通りの規定の整備がなされた。

6 再審請求に係る決定に対する即時抗告等の提起期間に関する規定の整備

(1) 改正の概要

再審請求棄却決定（再審請求に理由がないとしてなされるものに限る。(2)及び第2の3(1)において同じ。）又は再審開始決定に対する即時抗告及び当該即時抗告に係る抗告裁判所の決定に対する特別抗告の提起期間を14日とすることとされた（改正後の刑事訴訟法第450条の3）。

(2) 改正の趣旨

改正前の刑事訴訟法上、再審請求棄却決定又は再審開始決定に対する即時抗告の提起期間は3日とされ（同法第422条）、当該即時抗告に係る抗告裁判所の決定に対する特別抗告の提起期間は5日とされていた（同法第433条第2項）ところ、これらについて、近時、再審請求者・弁護人や検察官に過重な負担を課すものであるとの指摘がなされていたことを踏まえ、控訴・上告の提起期間と同様のものとするため、改正法において、前記(1)のと通りの規定の整備がなされた。

第2 留意事項

1 再審開始決定に対する検察官の不服申立てに関する規定の整備について

(1) 「当該決定が取り消されるべきものと認めるに足りる十分な根拠がある場合」の意義等

「当該決定が取り消されるべきものと認めるに足りる十分な根拠がある場合」（改正後の刑事訴訟法第450条の2第1項・第2項）とは、即時抗告等により再審開始決定等が取り消される蓋然性が高いことを裏付ける合理的な根拠がある場合を意味する。

例えば、再審開始決定に重大な事実誤認や重大な法令適用の誤り等があると考えられる場合であって、これらの誤り等に関する主張が上級審において受け入れられて再審開始決定が覆ることとなる蓋然性が高い場合がこれに当たると考えられる。

「当該決定が取り消されるべきものと認めるに足りる十分な根拠」の有無についての検察官の判断は、前記第1の4(2)のと通りの規定の趣旨から、再審開始決定等の内容や具体的な事実関係・証拠関係等を踏まえ、抗告裁判所の審査に耐え得る客観的に妥当なものかという観点から、組織的に、十分かつ慎重な検討を尽くして行われることが必要と考えられるので、留意されたい。

(2) 公表する「理由」の内容

改正後の刑事訴訟法第450条の2第3項において公表の対象とされている「理由」とは、検察官が、原決定が取り消されるべきであるとの主張を基礎付けるものとして構成した、裁判所に対する事実認定上・法律適用上の主張を意味し、その内容については、同項の趣旨からすると、検察官の不服申立てが「十分な根拠」に基づくものかどうかを国民が判断し得るようなものであることが必要であると考えられる。

同項は、政府による公表について規定するものであるが、各検察庁においても、検察官が再審開始決定等に対して不服申立てをしたこと及び

その理由の広報を行うに際しては、同項によって前記のような内容の「理由」が公表されることとなることを踏まえ、適切に対処されたい。

(3) 異議申立てへの準用

即時抗告をすることができる旨の規定がある決定で高等裁判所がしたものに対しては、その高等裁判所に異議申立てをすることができる（刑事訴訟法第428条第2項）ところ、この異議申立てに関しては、即時抗告に関する規定が準用される（同条第3項）ことから、改正後の刑事訴訟法第450条の2は、高等裁判所がした再審開始決定に対する異議申立てに関して準用されるので、留意されたい。

(4) 時間的適用範囲

改正後の刑事訴訟法第450条の2は、改正法附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（令和8年8月13日。以下「第2号施行日」という。）に現に係属している再審請求事件について、第2号施行日以後にされた再審開始決定等に対して検察官が不服申立てをする場合にも適用されることとなるので、留意されたい。

2 再審開始決定に対する不服申立て等に係る審理期間に関する規定の整備について

(1) 異議申立てへの適用

改正法附則第5条は、その適用対象として「再審開始の決定に対する不服申立て」と規定しているところ、これには高等裁判所がした再審開始決定に対する異議申立ても含まれるので、留意されたい。

(2) 時間的適用範囲

改正法附則第5条の適用対象となるのは、同条に規定されているとおり、第2号施行日以後に不服申立てがされた場合であるので、留意されたい。

3 再審請求に係る決定に対する即時抗告等の提起期間に関する規定の整備について

(1) 異議申立てへの準用

前記1(3)のとおり、即時抗告をすることができる旨の規定がある決定で高等裁判所がしたものに対する異議申立てに関しては、即時抗告に関する規定が準用されることから、改正後の刑事訴訟法第450条の3は、高等裁判所がした再審請求棄却決定又は再審開始決定に対する異議申立てに関して準用されるので、留意されたい。

(2) 時間的適用範囲

ア 即時抗告について

改正後の刑事訴訟法第450条の3第1項により即時抗告の提起期間が14日とされるのは、

- ・ 改正法第2条による改正前の刑事訴訟法第447条第1項又は第448条第1項による決定（改正法附則第9条によりなお従前の例によることとされる場合におけるものを含む。イにおいて「第2条改正前決定」という。）であって第2号施行日以後にされたもの
- ・ 改正法第2条による改正後の刑事訴訟法第447条第1項又は第448条第1項による決定（イにおいて「第2条改正後決定」という。）

に対する即時抗告であり、第2号施行日前にされた改正法第2条による改正前の刑事訴訟法第447条第1項又は第448条第1項による決定に対する即時抗告の提起期間は、従前のとおり3日であるので、留意されたい（改正法附則第6条第1項）。

イ 特別抗告について

改正後の刑事訴訟法第450条の3第2項により特別抗告の提起期間が14日とされるのは、

- ・ 第2条改正前決定に対する即時抗告に係る抗告裁判所の第2号施行日以後にされた決定
- ・ 第2条改正後決定に対する即時抗告に係る抗告裁判所の第2号施行日以後にされた決定

に対する特別抗告であり、改正法第2条による改正前の刑事訴訟法第447条第1項又は第448条第1項による決定に対する即時抗告に係る抗告裁判所の第2号施行日前にされた決定に対する特別抗告の提起期間は、従前のとおり5日であるので、留意されたい（改正法附則第6条第2項）。

第3 附帯決議について

改正法の国会審議に際し、衆議院法務委員会において別紙1の、参議院法務委員会において別紙2の各附帯決議がなされている（いずれも下線部が第2号施行日時点において検察官の運用に関わるものである。）ので、留意されたい。

刑事訴訟法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（衆議院）

冤罪は、冤罪被害者やその家族の人生を大きく狂わせ、時にはその生命をも奪いかねない国家による究極の人権侵害である。政府及び最高裁判所は、冤罪の発生を未然に防ぐことはもちろん、冤罪被害者の救済に長い年月を要してきた実情を踏まえ、一定の重大な瑕疵があった場合に三審制の下で確定した有罪判決を是正する非常救済手続である再審制度について、公平な裁判所の迅速な裁判を受ける権利を保障している憲法の理念に基づいて、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 過去の再審無罪事件において再審請求審で開示された裁判所不提出証拠が重要な役割を果たしたこと及び開示されるまでに長期間を要した事例があったことに鑑み、検察官は公益の代表者であることを深く自覚した上で、裁判所から勧告があった場合は、裁判所の意向を十二分に踏まえ、任意での証拠の提出又は開示を適切に行うこと。
- 二 再審請求審における証拠提出命令については、通常審の公判前整理手続における証拠開示命令の対象となる証拠は、必ずしも検察官が現に保管している証拠に限らず、当該事件の捜査の過程で作成され、又は入手した書面等であって、公務員が職務上現に保管し、かつ、検察官において入手が容易なものを含むと解するのが相当であるとした判例を踏まえた運用が行われるよう努めるとともに、これまで司法警察員から検察官に送致されていなかった証拠が再審無罪につながった事件があったことを踏まえ、捜査機関は証拠を適正に保管及び送致すること。
- 三 通常審と異なり非公開で行われる再審請求審における証拠の複製等の目的外使用の禁止の規定に違反した場合の措置については、支援者に協力を求めることを含む正当な弁護活動や報道機関を通じた国民の知る権利にも適切な配慮がされるよう周知すること。
- 四 再審開始の決定等に対する不服申立てにより冤罪被害者の救済に数多の年月を要した事件があるとの指摘を重く受け止め、検察官は本法により再審開始の決定等に対する不服申立てが原則として禁止されることを十分に認識した上で、これを例外的に行うに当たっては、その趣旨を踏まえ、再審開始の決定等を「取り消されるべきものと認めるに足りる十分な根拠」の有無を慎重かつ十二分に検討するとともに、公表される不服申立ての理由についても「取り消されるべきものと認めるに足りる十分な根拠がある場合」に該当するか否かの検証が可能となるよう具体的な明示をするよう努めること。

- 五 本法は、再審の請求に当たり添付が求められている新証拠に関する従前の実務における解釈・運用を変更する趣旨ではないことを周知すること。
- 六 誤判による有罪判決を未然に防止し、冤罪被害者を生まない刑事司法を実現していくためには、通常審における適切な証拠開示制度が必要不可欠であり、その運用状況を踏まえつつ、不断の検討を行っていくこと。
- 七 附則第2条の規定による検討に際しては、必要に応じ、捜査機関が作成した書類及び収集した証拠物の保存の在り方並びに再審請求の準備段階及び再審請求審における国選弁護制度についても検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずること。

刑事訴訟法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（参議院）

政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 過去の再審無罪事件において再審請求審で開示された裁判所不提出証拠が重要な役割を果たしたこと及び開示されるまでに長期間を要した事例があったことに鑑み、検察官は公益の代表者であることを深く自覚した上で、裁判所から勧告があった場合は、裁判所の意向を十二分に踏まえ、任意での証拠の提出又は開示を適切に行うとともに、事案に応じ、裁判所が勧告した場合に証拠の一覧表の提出・交付に応じることを含め、適切な運用の在り方を検討すること。
- 二 検察官は、公益の代表者であることを深く自覚し、証拠に反する事実を主張したり、誤った事実関係を前提としたまま公判を遂行させたりすることなどあってはならず、従前の主張や証拠に誤りがあることが判明したならば、速やかにそれを撤回し、裁判所や弁護人に経緯の説明や関係証拠の開示を行うなど、適正な是正措置を講ずること。
- 三 再審請求審における証拠提出命令については、通常審の公判前整理手続における証拠開示命令の対象となる証拠は、必ずしも検察官が現に保管している証拠に限らず、当該事件の捜査の過程で作成され、又は入手した書面等であって、公務員が職務上現に保管し、かつ、検察官において入手が容易なものを含むと解するのが相当であるとした判例を踏まえた運用が行われるよう努めるとともに、これまで司法警察員から検察官に送致されていなかった証拠が再審無罪につながった事件があったことを踏まえ、捜査機関は証拠を適正に保管及び送致すること。
- 四 通常審と異なり非公開で行われる再審請求審における証拠の複製等の目的外使用の禁止の規定に違反した場合の措置については、支援者に協力を求めることを含む正当な弁護活動や報道機関を通じた国民の知る権利にも適切な配慮がされるよう周知すること。
- 五 再審開始の決定等に対する不服申立てにより冤罪被害者の救済に数多の年月を要した事件があるとの指摘を重く受け止め、検察官は本法により再審開始の決定等に対する不服申立てが原則として禁止されることを十分に認識した上で、これを例外的に行うに当たっては、その趣旨を踏まえ、再審開始の決定等を「取り消されるべきものと認めるに足りる十分な根拠」の有無を慎重かつ十二分に検討するとともに、公表される不服申立ての理由についても

「取り消されるべきものと認めるに足りる十分な根拠がある場合」に該当するか否かの検証が可能となるよう具体的な明示をするよう努めること。

六 再審開始の決定等に対する不服申立ての理由等の公表の規定は、同規定の施行の際現に係属している再審請求事件について、検察官が不服申立てをする場合にも適用されることを周知徹底すること。また、同規定による公表に当たっては、当該再審開始の決定等に係る再審の請求に係る被告事件についてされた再審の請求に係る再審開始の決定等に対して検察官が同規定の施行日前に不服申立てをしていた場合においては、国民の理解を得る観点から、運用上の措置として、当該不服申立ての理由と当該公表に係る不服申立ての理由との異同も踏まえ、事案に応じて相当な範囲内で、必要な説明を行うよう努めること。

七 本法は、再審の請求に当たり添付が求められている新証拠に関する従前の実務における解釈・運用を変更する趣旨ではないことを周知すること。

八 誤判による有罪判決を未然に防止し、冤罪被害者を生まない刑事司法を実現していくためには、通常審における適切な証拠開示制度が必要不可欠であり、その運用状況を踏まえつつ、不断の検討を行っていくこと。

九 附則第2条の規定による検討に際しては、必要に応じ、捜査機関が作成した書類及び収集した証拠物の保存の在り方並びに再審請求の準備段階及び再審請求審における国選弁護制度についても検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずること。